

事務連絡  
令和 5 年 9 月 15 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### 経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、抗菌薬を必要とする感染症の減少により、市場の抗菌薬供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症の影響下において流行が発生していなかった感染症の拡大に伴い経口抗菌薬の需要が増加しており、製造販売業者からの限定出荷が生じています。

当該企業においては増産の対応を行っているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

経口抗菌薬が真に必要な患者に、円滑に供給できる状況を維持することが重要である一方で、医薬品の配分は過去の流通・販売実績に応じて行われることが多いため、経口抗菌薬の適正使用を遵守してきた医療機関ほど大きな影響を受けることが懸念されます。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

#### 記

1. 経口抗菌薬について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のための購入をお願いしたいこと。
2. 経口抗菌薬については、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用について、引き続き努めていただきたいこと。

3. 薬局におかれては、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。

事務連絡  
令和5年9月29日

各〔都道府県  
保健所政令市  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について  
（対象医薬品・相談方法の追加）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の相談窓口の設置については、令和4年12月14日付「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼」（事務連絡）にて、御連絡したところです。

市場の供給量を確認すると、主要な解熱鎮痛薬については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約1.5倍まで、トラネキサム酸については、約2.3倍までそれぞれ増産されている一方で、主要な鎮咳薬（咳止め）の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約85%まで生産量が低下しており、また主要な去痰薬の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前と同程度ではあるものの、メーカー在庫が減少している状況です。

厚生労働省といたしましては、これまで日本医薬品卸売業連合会に対して、発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関、当該医療機関からの処方せんを受け入れている薬局において、解熱鎮痛薬等が不足している場合には、優先的に解熱鎮痛薬等を供給していただくよう依頼をしてきたところです。

しかしながら、一部の薬局（特に個店など比較的小規模の薬局）等においては、解熱鎮痛薬等、特に鎮咳薬の入手が困難になるとともに、去痰薬の入手も困難となっている状況であると承知しています。

こうした状況等を踏まえまして、以下の対応を実施させていただくこととしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

(対象医薬品の追加)

- ・相談窓口の対象医薬品として、解熱鎮痛薬、トラネキサム酸及び鎮咳薬に加え、新たに去痰薬を追加しました。

(相談方法の追加)

- ・従来、医療機関や薬局から個別に相談をいただいていたことに加え、地域の実情に応じて、地域の医師会や薬剤師会単位で、対象の医薬品の不足について、地域の団体で取りまとめた相談についても受け付けることといたしました。

その際、薬局同士などで、必要に応じて、不足する医薬品を融通していただくことも考えられます。

(留意事項)

- ・対象医薬品の追加、相談方法の追加については、10月10日(火)から開始する予定です。
- ・特に鎮咳薬及び去痰薬については、製造販売業者及び医薬品卸売販売業者においても在庫量が限られており、医薬品卸売販売業者において可能な範囲での対応となります。
- ・本取組が、数量が限られている医療上必要な医薬品の在庫品の偏在を防ぐことを目的としている都合上、特に個店など比較的小規模の薬局を優先することとなります。

事務連絡  
令和5年9月29日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### 鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、種々の感染症の減少により、市場の鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の拡大に伴い鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の需要が増加しており、製造販売業者からの限定出荷が生じています。

市場の供給量を確認すると、主要な解熱鎮痛薬については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約1.5倍まで、トラネキサム酸については、約2.3倍までそれぞれ増産されている一方で、主要な鎮咳薬（咳止め）の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約85%まで生産量が低下しており、また主要な去痰薬の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前と同程度ではあるものの、メーカー在庫が減少している状況です。企業においては可能な限りの増産対応を行っているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、鎮咳薬（咳止め）・去痰薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

記

1. 鎮咳薬（咳止め）・去痰薬については、初期からの長期での処方を控えていただき、医師が必要と判断した患者へ最少日数での処方に努めていただきたいこと。また、その際に残薬の有効活用についても併せて御検討いただきたいこと。
2. 薬局におかれては、処方された鎮咳薬（咳止め）・去痰薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。
3. 鎮咳薬（咳止め）・去痰薬について、必要な患者に広く行き渡るよう、過剰な発注は控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。